

施設名	利用施設・区分等	使用料		適用日	備考欄
		改定前	改定後		
亀田市民会館	大ホール【一般（市内）】	2,000	720	令和7年4月1日から	
	大ホール【一般（市外）】	4,000	1,440	令和7年4月1日から	
	大ホール【営業（市内）】	4,000	1,440	令和7年4月1日から	
	大ホール【営業（市外）】	6,000	2,160	令和7年4月1日から	
	大ホール【興行】	10,000	3,600	令和7年4月1日から	
	和室1【一般（市内）】	400	150	令和7年4月1日から	
	和室1【一般（市外）】	800	290	令和7年4月1日から	
	和室1【営業（市内）】	800	290	令和7年4月1日から	
	和室1【営業（市外）】	1,200	440	令和7年4月1日から	
	和室1【興行】	2,000	720	令和7年4月1日から	
	和室2【一般（市内）】	400	150	令和7年4月1日から	
	和室2【一般（市外）】	800	290	令和7年4月1日から	
	和室2【営業（市内）】	800	290	令和7年4月1日から	
	和室2【営業（市外）】	1,200	440	令和7年4月1日から	
	和室2【興行】	2,000	720	令和7年4月1日から	
	会議室【一般（市内）】	400	150	令和7年4月1日から	
	会議室【一般（市外）】	800	290	令和7年4月1日から	
	会議室【営業（市内）】	800	290	令和7年4月1日から	
	会議室【営業（市外）】	1,200	440	令和7年4月1日から	
	会議室【興行】	2,000	720	令和7年4月1日から	
	講習室（A）【一般（市内）】	400	150	令和7年4月1日から	
	講習室（A）【一般（市外）】	800	290	令和7年4月1日から	
	講習室（A）【営業（市内）】	800	290	令和7年4月1日から	
	講習室（A）【営業（市外）】	1,200	440	令和7年4月1日から	
	講習室（A）【興行】	2,000	720	令和7年4月1日から	
	講習室（B）【一般（市内）】	400	150	令和7年4月1日から	
	講習室（B）【一般（市外）】	800	290	令和7年4月1日から	
	講習室（B）【営業（市内）】	800	290	令和7年4月1日から	
	講習室（B）【営業（市外）】	1,200	440	令和7年4月1日から	
	講習室（B）【興行】	2,000	720	令和7年4月1日から	
	視聴覚室（大）【一般（市内）】	1,000	360	令和7年4月1日から	
	視聴覚室（大）【一般（市外）】	2,000	720	令和7年4月1日から	
	視聴覚室（大）【営業（市内）】	2,000	720	令和7年4月1日から	
視聴覚室（大）【営業（市外）】	3,000	1,080	令和7年4月1日から		
視聴覚室（大）【興行】	5,000	1,800	令和7年4月1日から		
視聴覚室（小）【一般（市内）】	400	150	令和7年4月1日から		
視聴覚室（小）【一般（市外）】	800	290	令和7年4月1日から		
視聴覚室（小）【営業（市内）】	800	290	令和7年4月1日から		
視聴覚室（小）【営業（市外）】	1,200	440	令和7年4月1日から		
視聴覚室（小）【興行】	2,000	720	令和7年4月1日から		
作法室【一般（市内）】	400	150	令和7年4月1日から		
作法室【一般（市外）】	800	290	令和7年4月1日から		
作法室【営業（市内）】	800	290	令和7年4月1日から		
作法室【営業（市外）】	1,200	440	令和7年4月1日から		
作法室【興行】	2,000	720	令和7年4月1日から		
調理実習室【一般（市内）】	500	180	令和7年4月1日から		
調理実習室【一般（市外）】	1,000	360	令和7年4月1日から		
調理実習室【営業（市内）】	1,000	360	令和7年4月1日から		
調理実習室【営業（市外）】	1,500	540	令和7年4月1日から		
調理実習室【興行】	2,500	900	令和7年4月1日から		